

四国中央市政策部情報政策課 御中

四国中央市情報セキュリティ監査  
監査報告書(公開版)

令和8年1月5日

 株式会社 **ナニワ計算センター**

## 監査報告書（公開版）

1.	監査目的.....	3
2.	監査範囲.....	3
3.	被監査部門及び監査実施日程.....	3
4.	監査方法.....	3
	(1) 予備調査.....	3
	(2) 本調査.....	4
5.	監査実施体制.....	4
6.	監査項目.....	4
7.	適用基準.....	5
8.	評価基準.....	5
9.	監査結果.....	6
	(1) 被監査部門の評価レベル別項目数.....	6
	(2) 監査結果総評.....	6

## 1. 監査目的

四国中央市情報セキュリティ監査（以下、「本監査」といいます）は、四国中央市個人情報情報の保護に関する法律施行条例、法律施行細則、四国中央市情報セキュリティポリシー等に基づき管理、運用を行っている情報システム等について、第三者による独立かつ専門的な立場から情報セキュリティ対策実施状況を確認し、情報セキュリティリスクが検出された場合は、改善提案を行うことで情報セキュリティの維持向上を図ることを目的に実施しました。

## 2. 監査範囲

本監査の範囲は、被監査部門における業務及び情報システムで取り扱う情報資産の管理、運用状況とし、期間的範囲を監査実施当日から遡って過去1年間としました。

## 3. 被監査部門及び監査実施日程

本監査の被監査部門及び監査実施日程を表1に記載します。

	被監査部門・対象部署	被監査部門・対象システム	監査実施日程
1	農業委員会事務局	農地台帳システム	令和7年10月20日 13:00~14:30
2	契約検査課	JCIS 検索システム (発注者支援 DB)	令和7年10月20日 15:30~17:00
3	政策推進課	AI 議事録作成システム	令和7年10月24日 13:00~14:30
4	都市計画課	都市計画システム	令和7年10月24日 15:00~16:30

表 1. 被監査部門・監査実施日程

## 4. 監査方法

本監査は下記の方法で実施しました。

### (1) 予備調査

被監査部門・対象部署に対して事前調査アンケートを実施しました。アンケートの回答結果を監査人が事前に把握することで、本調査を効率的に実施する目的があります。

また、被監査部門・対象部署においては、情報セキュリティ対策実施状況の事前把握と本調査に向けた事前準備をしていただくことができます。

なお、事前調査アンケートの項目は、個別管理基準の項目（監査項目）をよりわかりやすい表現に読み替えたものです。

## (2) 本調査

本調査では、監査人が下記の監査技法を適宜用いて監査証拠の収集を行いました。

- ① ヒアリング： 監査チェックリストの項目について、被監査部門のヒアリング対象者に対して聞き取り調査を行いました。
- ② 書面調査： 監査チェックリストの項目に関連する文書類や記録等がある場合は、内容の閲覧・確認をしました。
- ③ 現地視察： 監査チェックリストの項目の中で、監査人が現場のセキュリティ対策実施状況を直接確認する必要があるものがあります。  
その場合は、現場確認を行いました。

## 5. 監査実施体制

本監査の実施体制を表2に記載します。

役割	氏名	所有資格
監査責任者 (運用監査実施者)	岡本 弘司	JASA 認定 情報セキュリティ監査人補 (CAIS-Assistant)
運用監査実施者	波々伯部 正	—
監査人(サポート) (資料作成等)	橋本 明子	JASA 認定 情報セキュリティ監査人補 (CAIS-Assistant)
品質管理責任者	竹下 洋	JASA 認定 公認情報セキュリティ監査人 (CAIS-Auditor) JRCA 認定 JIS Q27001:2022 ISMS 審査員補 経済産業省認定 情報セキュリティアドミニストレータ

表2. 監査実施体制

## 6. 監査項目

本監査で確認した監査項目は、総務省「地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン（令和7年3月版）」（以下、「監査ガイドライン」といいます）より選定した40項目です。

## 7. 適用基準

本監査で用いた適用基準を以下に記載します。

- ①四国中央市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年四国中央市条例第1号)
- ②四国中央市個人情報の保護に関する法律施行細則(令和5年四国中央市規則第8号)
- ③四国中央市情報セキュリティポリシー
- ④地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン(総務省)
- ⑤地方公共団体における情報セキュリティ監査に関するガイドライン(総務省)
- ⑥情報セキュリティ管理基準(平成28年経済産業省告示37号)
- ⑦個別管理基準(監査項目)策定ガイドライン
- ⑧情報セキュリティ監査基準(平成15年経済産業省告示第114号)
- ⑨情報セキュリティ監査基準実施基準ガイドライン
- ⑩情報セキュリティ監査基準実施報告ガイドライン

## 8. 評価基準

本監査の結果については、表3の評価レベルに基づき評価を行いました。

評価レベル	評価レベルの詳細
特に問題なし	適用基準に準拠した運用がなされており、特に問題となるセキュリティリスクが検出されなかった場合の評価 ※被監査所属の優れた点があればストロングポイントとして記載します。
重大な指摘	重大な情報セキュリティインシデントに繋がる可能性が高いため、速やかな改善が望まれる場合の評価
軽微な指摘	適用基準に一部準拠しておらず、情報セキュリティインシデントに繋がる可能性があるため、改善が望まれる場合の評価
観察事項	指摘事項ではないが、情報セキュリティの観点から注意を促す必要があると監査人が心証を得た場合の評価

表3. 評価レベル

## 9. 監査結果

### (1) 被監査部門の評価レベル別項目数

被監査部門の「8. 評価基準」に基づく評価レベル別項目数を表4に記載します。

被監査部門	評価レベル別項目数			
	特に問題なし	重大な指摘	軽微な指摘	観察事項
農業委員会事務局 農地台帳システム	33	0	4	3
契約検査課 JCIS 検索システム (発注者支援 DB)	32	0	3	5
政策推進課 AI 議事録作成システム	31	0	5	4
都市計画課 都市計画システム	35	0	4	1
合 計	131	0	16	13

表 4. 評価レベル別項目数

### (2) 監査結果総評

本監査では、被監査部門4つにおいて改善を要する事項がそれぞれ検出されました。しかし、直ちに情報セキュリティ事故につながるような「重大な指摘」は検出されず、合計16件の「軽微な指摘」についても、緊急性を要する内容ではありません。また、指摘事項ではなく注意を促す必要がある事項として、合計13件の「観察事項」を検出しております。いずれの項目についても、改善提案を参考に改善措置が実施されれば、直ちに情報セキュリティ事故につながる可能性は低いと考えます。

本監査では、合計160項目を確認しました。その結果、項目数全体の81.8%が「特に問題なし」と評価できたことから、おおむね適切な情報セキュリティ対策が実施されているとの心証を得ました。

住民のみなさまの安全・安心のため、今後も組織全体で情報セキュリティ対策の維持向上に努められることを切に願います。

以上